

第91回小笠原諸島振興開発審議会への報告

平成29年6月29日

【目次】

第1 平成28年度に小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策

〔小笠原諸島振興開発特別措置法第49条の規定に基づき、平成28年度に講じた小笠原諸島の振興開発に関する施策について、国土交通大臣から報告〕

| | |
|--|----|
| 1 土地の利用 | 1 |
| 2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保 | |
| (1) 港湾 | 1 |
| (2) 航路・航空路 | 2 |
| (3) 道路・島内交通 | 3 |
| (4) 情報通信 | 4 |
| (5) 人の往来等に要する費用の低廉化 | 4 |
| 3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発 | |
| (1) 農業 | 5 |
| (2) 水産業 | 6 |
| (3) 商工業 | 8 |
| (4) 先端技術の導入及び生産性の向上 | 8 |
| (5) 他産業との連携 | 10 |
| 4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進 | 10 |
| 5 住宅及び生活環境の整備 | |
| (1) 住宅 | 11 |
| (2) 簡易水道 | 11 |
| (3) 生活排水処理 | 12 |
| (4) ごみ処理 | 12 |
| 6 保健衛生の向上 | 12 |
| 7 医療の確保 | 13 |
| 8 高齢者の福祉その他の福祉の増進 | 14 |
| (1) 高齢者・障害者福祉 | 14 |
| (2) 児童福祉 | 14 |
| (3) 地域福祉 | 14 |
| 9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止 | |
| (1) 自然環境の保全・再生 | 15 |
| (2) 自然公園 | 16 |
| (3) 都市公園 | 17 |
| (4) 海岸漂着物対策 | 17 |
| (5) 公害の防止 | 17 |

| | |
|---|----|
| 10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給 | 18 |
| 11 防災及び国土保全に係る施設の整備 | |
| (1) 防災対策 | 19 |
| (2) 国土保全対策 | 19 |
| 12 教育及び文化の振興 | |
| (1) 教育 | 20 |
| (2) 文化・スポーツ | 20 |
| 13 観光の開発 | |
| (1) 観光資源の開発と観光振興 | 21 |
| (2) 観光業と他産業の連携強化 | 21 |
| 14 国内及び国外の地域との交流の促進 | 22 |
| 15 振興開発に寄与する人材の確保及び育成 | 22 |
| 16 振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保 | 22 |
| 17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進 | 22 |

第2 目標の設定状況と進捗状況

〔小笠原諸島振興開発計画において設定された成果目標の達成状況について、東京都から報告〕

(参考資料)

| | |
|----------|----|
| 小笠原諸島の現況 | 27 |
|----------|----|

第1 平成28年度に小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策

1 土地の利用

小笠原諸島は、父島・母島列島を中心に太平洋上に30余りの島々が散在しており、平地が少ないうえ、その大半が国立公園や森林生態系保護地域に指定されているため、生活を営むために活用できる土地は非常に限られている。

また、昭和19年の強制疎開以降長い期間帰島を許されなかったという歴史的背景から、復帰後も帰島できていない旧島民などの不在地主が多数存在するなどの問題がある。

このため、地籍調査を推進し土地の所有状況を明確にするとともに、農地情報整理台帳等の活用により土地取引を活性化させる等、土地資源の有効活用を図っている。

<平成28年度の主な取組>

- 国土調査法に基づき、地籍調査を洲崎地区（父島）において実施。【都・村】
- 小笠原村農業委員会において、農地情報整理台帳による需給のマッチングを行い、農地流動化を推進。【村】

2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の交通通信の確保

(1) 港湾

本土から約1,000km離れて位置する小笠原諸島において、港湾施設は住民生活の維持、産業の振興等に必要不可欠であり、復帰以降、施設整備や改良を着実に進めている。

<平成28年度の主な取組>

- 施設の老朽化や大規模災害時の緊急輸送機能確保に対応するための岸壁改良、津波対策による防波堤改良及びははじ丸の新造船の就航に対応するための港湾整備を実施。【都】[小笠原諸島振興開発事業費補助金（以下、「振興開発補助金」という。）] (図1)
- 乗船客の安全性・快適性を確保するため、船客待合所や日よけ施設等の整備を実施。【都】

新造船に対応するための港湾の整備

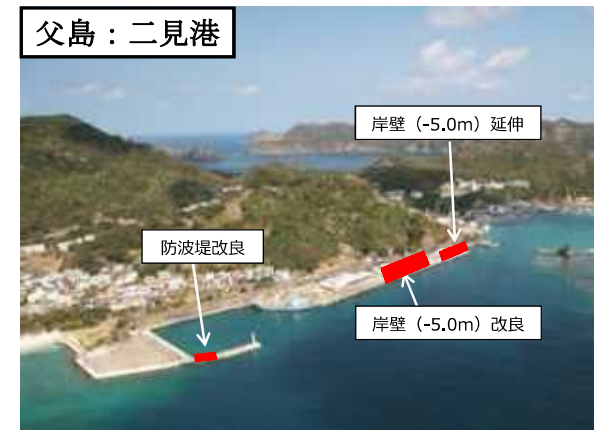
図1

1 概要

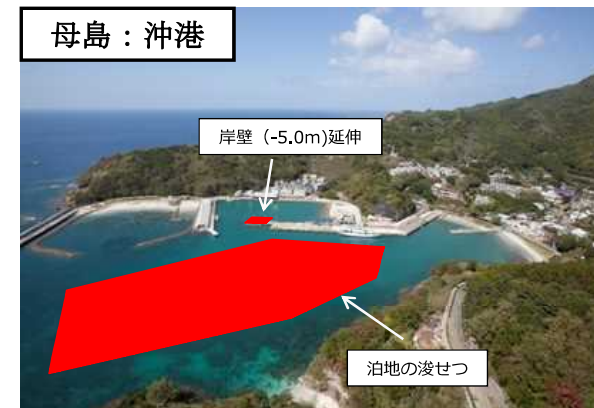
父島二見港において、新造船に対応するため既設岸壁(-5.0m)を4m延伸するとともに、老朽化が著しい既設岸壁(-5.0m)の改良及び津波対策のための防波堤改良にかかる調査・設計・工事(既設岸壁の棧橋補修20m、防波堤改良12m)を実施した。母島沖港において、新造船に対応するため既設岸壁(-5.0m)を6m延伸するとともに、新造船の規格に対して泊地の深さが不足しているため、泊地の浚せつ(4,140m³)を実施した。

2 事業主体：東京都

父島：二見港



母島：沖港



新造船による小笠原航路の改善

図2

1 概要

東京～父島間を運航する定期船「おがさわら丸」は、内地からの唯一の定期航路であり、島民、観光客のほか、生活必需品も運んでおり、島民の日常生活を支える生活路線である。平成9年3月の就航後、法定耐用年数（15年）を超えて運航していた旧「おがさわら丸」は、経年劣化が進んでおり、また、平成23年6月の世界自然遺産登録以降に増加した観光客や島民の民生安定化の必要性が高まっていたことから、航路改善を図るため新造船を建造し、平成28年7月に就航した。

2 事業主体：東京都（建造する民間事業者への間接補助）



| | 新おがさわら丸 (H28年7月就航) | 旧おがさわら丸 (H9年就航) |
|------|-----------------------|--------------------|
| 総トン数 | 11,000トン | 6,700トン強 |
| 旅客定員 | 894名 | 769名 |
| 全長 | 150m | 131m |
| 型幅 | 20.1m | 17.2m |
| 航海速力 | 23.8ノット | 22.5ノット |
| 航海時間 | 24時間 | 25時間30分 |

《主な改善効果》

- 運行時間の短縮（▲1時間半）による運航の高速化
- 旅客定員の拡大（+125名）による来島者の増加
- 船室スペースの拡大による船内の居住性・快適性の向上
- 貨物スペースの拡大等による利便性の向上 など

(2) 航路・航空路

小笠原諸島父島と本土とを定期的に結ぶ交通アクセスは、「おがさわら丸」に限られ、母島への交通手段は、父島・母島間を結ぶ「ははじま丸」が唯一の定期航路である。これまで、唯一の定期貨客船として、住民や来島者の輸送はもとより、生活物資などの必需品の運搬も担っており、安定的な住民生活を支えてきた。

「おがさわら丸」及び「ははじま丸」については、世界自然遺産登録による乗船客の増加や船舶の経年劣化の進行等により、航路改善の喫緊の対応が求められていたことから、住民の生活の安定のため、新造船を建造し、平成28年7月に就航した。

<平成28年度の主な取組>

- おがさわら丸の新造船建造を実施し、平成28年7月に就航。【都】[振興開発補助金] (図2)
- ははじま丸の新造船建造を実施し、平成28年7月に就航。【都】
- 新造船の運行スケジュール案や快適性・利便性向上に係る事項について運航事業者と協議を実施。【村】

航空路については、平成20年2月に都と小笠原村で「小笠原航空路協議会」を設置し、関係者間の円滑な合意形成を図るため、世界的に貴重な自然環境への影響をはじめ、費用対効果、運航採算性等の課題について、幅広く調査・検討を行っている。

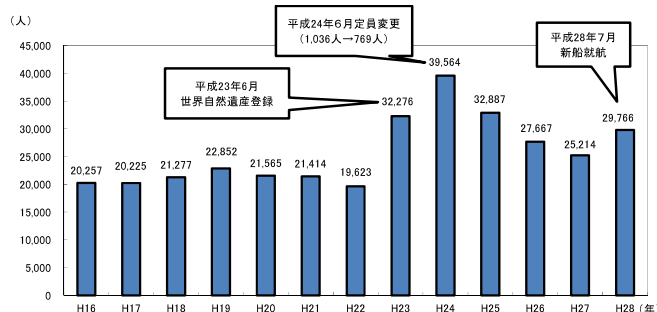
<平成28年度の主な取組>

- 航空路については、引き続きPI*の実施に向けた調査等を実施。【都】

※PI（パブリック・インボルブメント：Public Involvement）

政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法のこと。

(参考) 小笠原村への入り込み客数の推移



(内訳) (単位：人)

| 区分 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|----------------|---------------|----------------|---------------|---------------|--------------|---------------|
| おがさわら丸 | 26,630 | 27,664 | 24,443 | 22,772 | 21,681 | 24,991 |
| 観光客船 (寄港回数) | 5,646 (14) | 11,900 (32) | 8,444 (24) | 4,895 (13) | 3,533 (8) | 4,775 (13) |
| 合計 | 32,276 | 39,564 | 32,887 | 27,667 | 25,214 | 29,766 |

出典：小笠原村調べ

(3) 道路・島内交通

都道は、集落と港など主要施設を結ぶ重要な幹線道路であり、日常生活や観光での通行に加え、災害時や緊急時には避難道路としても利用されている。

村道については、住民の身近な生活道路として、集落内及び集落周辺を中心に整備されている。

<平成 28 年度の主な取組>

- 道路の安全性・快適性向上のため、線形改良や拡幅整備、道路災害防除等を実施。【都】(図 3)

<線形改良・拡幅整備> [振興開発補助金]

父島(吹上谷) : 線形改良 L=73m、母島(猪熊谷) : 拡幅整備 L=85m

<道路災害防除> [振興開発補助金]

父島(東町)、母島(西浦、長浜)

- 津波等被災時における集落の分断を防止することを目的とした清瀬奥村線の早期事業着手に向け、概略設計、航空測量及び環境調査を実施。【都】
- 猪熊谷(母島)において、自然環境の保全を図りつつ事業を進めるため、環境調査や専門家会議(2回)を実施。【都】
- 村道に架かる危険度レベルⅢの橋りょう(5橋)について補修工事設計を実施。また、父島東町5号線の排水性舗装を実施。(73m) 【村】 [振興開発補助金] (図 4)
- 村営バスについて、1日乗車券の価格改定(700円→500円)等により、利用者が大きく増加。【村】

都道における安全性・快適性の向上

図3

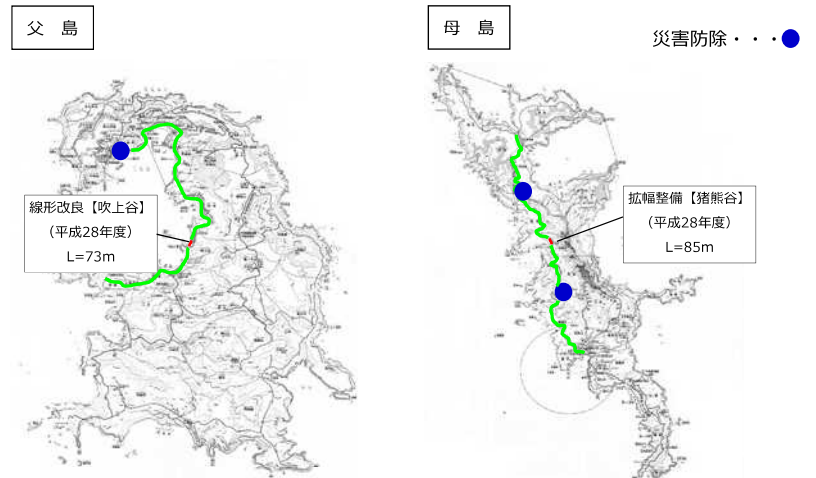
1 概要

都道は、父島、母島ともに、島の幹線道路として安全かつ円滑な交通網及び島内の観光ルートの確立に必要な施設である。

しかしながら、場所によっては狭隘であり、見通しが悪く、相互交通が困難な箇所が残されており、観光客等が安心して散策できる歩道が未設置の区間も多い。また、台風常襲地域であることから、崖崩れや落石等の恐れがある箇所については、災害を未然に防止するための対策が不可欠である。

平成28年度は、父島湾岸通りの吹上谷地区及び母島北進線の猪熊谷地区の線形改良及び拡幅整備を実施した。また、父島は湾岸通りの東町において、母島は北進線の西浦及び長浜において災害防除事業を実施した。

2 事業主体：東京都



拡幅イメージ



災害防除イメージ



村道における安全性・快適性の向上

図4

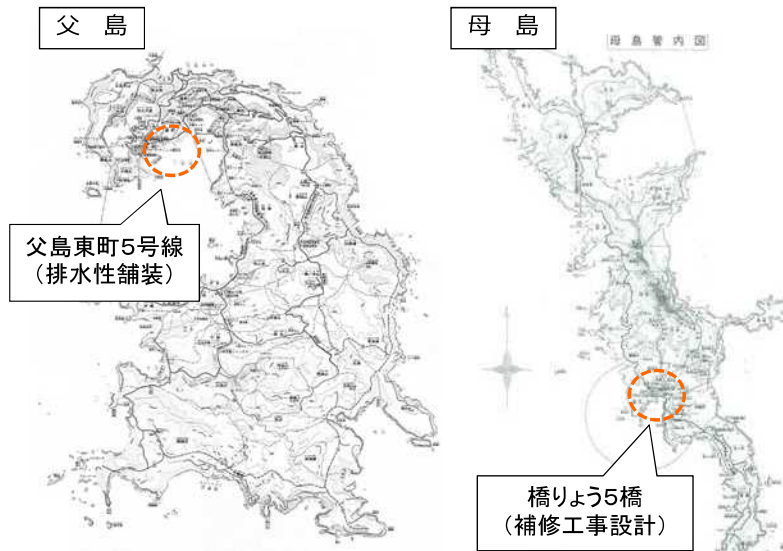
1 概要

村道は、村民生活と密接した産業振興・生活基盤道路として、集落地域を中心に父島に大村奥村地域線、扇浦地域線、母島に沖村地域線の3路線を整備している。村では、村道の道路台帳を整備し、安全・安定的な村道管理を行い、村民生活の安定、福祉の向上を図っている。

道路ストックについては、事後保全的な維持管理から予防保全型への転換を図るため、橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、計画的な修繕に進めていく必要がある。また、父島大村奥村地域線の東町地区においては安全性と景観に配慮した道路整備を進めている。

平成28年度は、橋梁の定期点検結果に基づく補修工事の為の設計及び父島東町五号線の排水性舗装整備を行った。

2 事業主体：小笠原村



(4) 情報通信

小笠原村における支所、診療所等公共施設を結んでいる既設の光ファイバ網を本土に接続するための東京都による「小笠原海底光ファイバケーブル敷設による情報基盤整備、保守及び運用事業」により、八丈島・小笠原諸島（父島・母島）間に海底光ファイバケーブルが敷設され、平成23年度からブロードバンドによるインターネット接続や地上波デジタル放送サービスのほか、電子申請サービス等の「公共アプリケーションサービス」も提供されている。

<平成28年度の主な取組>

- 海底光ファイバケーブルによる安定した通信サービス提供のため、定期点検や故障対応を実施。【都】
- 島内通信環境の安定化のため、村内光伝送路の維持管理を行うとともに、父島における停電時の防災情報の伝達手段であるFM告知放送システム及び各家庭への光ケーブル網の再整備に向けた設計を実施。【村】

(5) 人の往来等に要する費用の低廉化

小笠原諸島は本土から約1,000km離れているため、人の往来・物資の流通・廃棄物の運搬に要する費用の面で、住民生活の安定や観光産業の振興にとって不利性を有している。

人の往来については、運航事業者等による村民割引などの運賃割引制度が導入されており、利用者の負担軽減を図っている。

物資の流通については、小笠原諸島で販売される生活物資の本土からの海上輸送費に対し、都がその一部を支援し、島内の物価安定を図っている。

また、農水産物等の小笠原諸島から本土への輸送費についても、都がその一部を支援し、産業の振興を図っている。

<平成28年度の主な取組>

- 島内の生活物資の物価安定のため、本土からの海上輸送費の支援を実施。（生活物資輸送費補助）【都】
- 農水産業振興のため、農水産物等の本土への輸送費の支援を実施。（生産物貨物運賃補助）【都】
- 地域公共交通確保維持改善事業（離島航路運営費等補助金による父島～母島間の航路収支の改善、離島住民運賃割引補助による利用者の負担軽減）【国】

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発

(1) 農業

農業については、温暖な亜熱帯性の気候を生かした熱帯果樹や野菜の栽培を中心に行われている。

復帰以降、ほ場造成や農道などの農業生産基盤の整備を進めるとともに、各種試験研究や栽培技術指導により、農業生産活動は充実し、農産物の安定生産や農業の担い手の育成・確保を図っている。

<平成 28 年度の主な取組>

- 農用地等の利用権設定等を促進。(新規 1 件、更新 4 件、延べ 23 件) 【村】
- 小笠原村農業委員会において、農地情報整理台帳による需給のマッチングを行い、農地流動化を推進。【村】(再掲)
- **農業用水の安定供給と漏水対策や安全対策を計画的に進めるため、かんがい施設整備を実施。【都】[振興開発補助金](図 5)**
父島長谷送水管補修工事 L=300m 父島水槽交換工事 2 基 母島水槽交換工事 2 基
- 都との協定に基づき、村内の農道を順次、移管を受け自主管理を実施。【村】
- **農業被害を抑制するため、アフリカマイマイの防除やノヤギの駆除を実施。【都・村】[振興開発補助金]**
- 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地の露地ほ場、鉄骨ハウスを有償で提供。【村】
- 営農研修所、JA 及び村役場の 3 者が協同し、新規就農者を含む生産者へ研究成果の還元とともに技術指導を実施。【都】
- 意欲が高く就農間もない農業者に対して給付金を支給。(就農から 5 年間、年間 150 万円) 【村】
- 販売促進のため、東京島しょ農協母島支店が運営し、農産物加工品を販売する EC サイト*「小笠原産直市場」の PR カード作成や都庁観光 PR コーナーでパッションフルーツの販売会を実施し、小笠原ブランドの知名度向上を図った。【村】

※小笠原産直市場 <http://store.shopping.yahoo.co.jp/ogasawara-market/>

農業用水の安定供給に向けた取組

図 5

1 概要

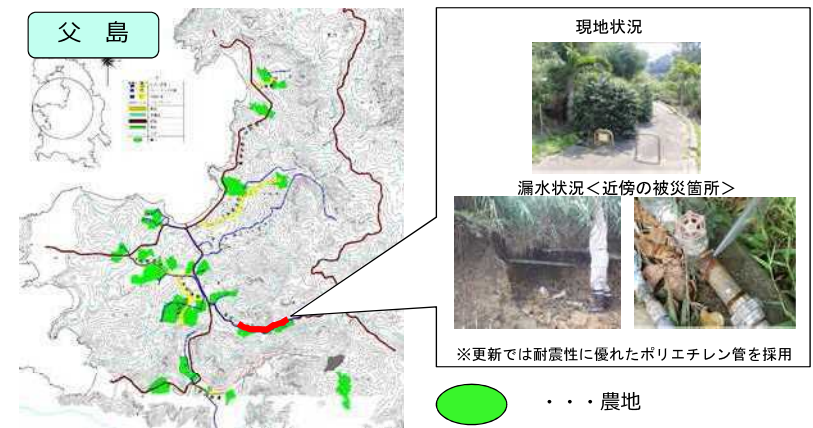
小笠原村では、農業用水の安定供給を図るため、島内の農業地域にかんがい施設の取水堰、送水管、送水管の末端の水槽を整備しており、村民生活の安定と農業生産の拡大を図っているところである。

そのうち、基幹水系である父島長谷水系においては、導水管の経年劣化が激しく漏水等が発生している可能性の高い区間において、補修工事が必要となっている。また、送水管の末端に水の安定確保を目的として設置している水槽についても、返還時から更新がされておらず、漏水が発生している。

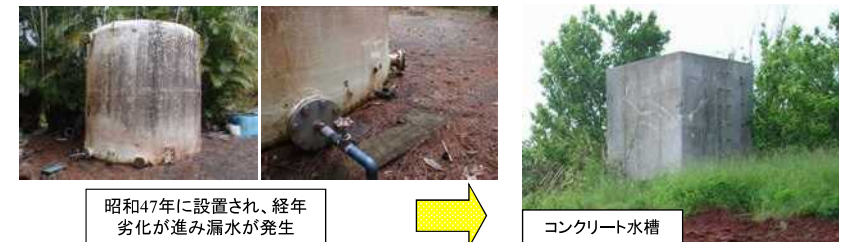
平成 28 年度は、父島の埋設導水管の補修工事 (L=300m) と、父島及び母島において水槽 4 基の更新を実施した。

2 事業主体：東京都

●長谷農業用送水管 L=300m



●既設FRP水槽の更新 4基



(2) 水産業

小笠原では、広大で豊かな漁場を生かした縦縄漁業や底魚一本釣り漁業などを行っている。また、漁業の基盤となる漁港は、小笠原諸島の振興開発に不可欠であり、昭和43年に復帰後小笠原島漁業協同組合が設立されて以降、重点的に整備を進めてきており、第4種漁港として地元漁業者の生活安定に大きく寄与しているほか、クジラやイルカウォッチングの遊漁船などの小笠原諸島の自然を生かした観光産業の拠点として利用され、産業振興に寄与している。

また、水産センター（父島）による各種調査や試験研究成果の普及・指導の充実により、漁業生産活動の進展がみられる。

<平成28年度の主な取組>

- 漁船の安全な避難と円滑な漁業活動を確保するとともに、直背後に位置する漁港施設の津波による被害を軽減するため、防波堤を新設。【都】[振興開発補助金] (図6)

<防波堤新設>

二見漁港 15m

- 漁港施設の機能確保のための維持補修工事を実施。【都】
<離岸堤補修・改良>
二見漁港 改良 30m
- 調査指導船「興洋」による海況の把握や試験操業、無線局の維持等により、漁業生産性の向上や操業の安全を通して水産業を振興。【都】
- 漁業経営の効率化を図るためパレット台車、クレーンスケールを購入し、市場名ステッカーを作成してPRを充実させるとともに、市場及び販路調査を実施。

【村】

- 漁業従事者の確保・育成のため、漁船船員厚生施設（世帯用）を整備。（実施設計）【都】[振興開発補助金] (図7)
- 離島漁業再生支援交付金（離島の漁業集落が行う離島漁業再生に係る漁場の生産力の向上等）【国】

(参考) 密漁船に対する対応

- 中国サンゴ船による違法操業に関する関係機関の連携による情報連絡体制の構築【国・都・村】
- 中国サンゴ船の違法操業対策（取締り体制の強化）【国】
- 韓国・中国等外国漁船操業対策事業（漁業者による外国漁船の投棄漁具等の回収・処分、外国漁船の操業状況の調査・監視等の支援）【国】

漁港の安全確保に向けた防波堤の整備

図6

1 概要

二見漁港は、第4種漁港として他県船の避難・休憩・前進基地としての役割のほか、地元漁業者の生活安定に大きく寄与するとともに、観光遊漁船やプレジャーボート等の拠点として利用されている。しかしながら、港口前面岸壁（-4.5m）は、悪天候時に波浪の影響を受けるため、安定的な係留が困難な状況になっている。

平成28年度において、漁業者の主要財産である漁船や観光業者の遊漁船が安全に停泊できる水域の確保、津波による漁港施設への被害低減を図るため、防波堤の整備（L=15m/30m）を実施した。

2 事業主体：東京都

父島：二見漁港

